

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成29年12月13日午後1時00分～午後5時45分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 児童福祉法違反（酒席に侍する行為）等事件の検挙について

少年課、河内警察署、八尾警察署及び城東警察署が、12月6日までに、標記の事件で被疑者5人を検挙するとともに、児童6人を保護した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 徹底した捜査により事件の全容解明に努めていただくとともに、児童が被害に遭わないために、学校や児童相談所といった関係機関との連携のほか、啓発活動の強化をお願いしたい。

(2) 訪日外国人対応能力向上のための講習会の実施について

日本語を解さない外国人からの急訴、願届、地理教示等への適切な対応が求められるため、地域警察官の訪日外国人対応能力の向上を図ることを目的として、標記講習会を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 訪日外国人の増加に伴い、各種取扱いも増加することが予想されることから、特に現場での対応能力向上に努めていただきたい。

(3) 地域警察官による検挙好事例について

生野警察署地域課員が、特殊詐欺事件の緊急配備に従事中、ATM機を操作する不審な男を発見し、職務質問により緊急逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 不審者に対する積極的な職務質問に加え、迅速な組織的対応により、被疑者の検挙に繋がった。府民が安心して日々の生活が送れるよう、今後も尽力いただきたい。

(4) 第48回衆議院議員総選挙における違反取締結果について

第48回衆議院議員総選挙における違反取締りの結果については、買収で1件20人、自由妨害で1件1人を検挙したほか、文書掲示違反等で50件の警告を行った旨の報告があった。

(5) 殺人事件の検挙について

捜査第一課が、12月1日に発生した標記の事件につき、西警察署に捜査本部を設置し、12月5日に被疑者を逮捕した旨の報告があった。

(6) 覚醒剤営利目的所持等事件の検挙・解決について

薬物対策課が、南警察署と合同で、標記の事件につき、被疑者を逮捕し、事件を検挙・解決した旨の報告があった。

(7) 寝屋川警察署管内における死亡ひき逃げ事件の発生・検挙について

寝屋川警察署と交通捜査課が、12月6日午前5時23分頃、大阪府寝屋川市寿町40番20号先路上で発生した死亡ひき逃げ事件につき、同日被疑者を逮捕した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、64件の行政処分を決定した。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

傷害事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者の行為に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第6条第2号に規定する行為が認められることから、算定した額の3分の2を支給することとした。

(3) 不服申立てに対する裁決等について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(4) 警察署協議会委員の退任について

警察署協議会委員1人の退任について上申があり、可として決裁した。

(5) 少年指導委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

少年指導委員1人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。

(6) 警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。

(7) 地域交通安全活動推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

地域交通安全活動推進委員2人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。

(8) 交通規制の実施について

12月中に実施される車両通行止め、一方通行等53か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。

(9) 意見要望の受理について

意見要望22件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 11月中の懲戒等措置結果について

11月中の懲戒等措置結果について報告があった。

(2) 公開捜査の更なる周知について

これまで、特に凶悪・重大な事件の指名手配被疑者や人定が明らかでない被疑者画像等に関する情報については、大阪府警察ホームページに掲載し、再犯の防止や府民等に対して検挙協力に向けた広報を実施してきたところであるが、この度、警察職員をはじめ、より広範かつ迅速に当該情報を周知するため、安まちメールにより当該情報を配信する旨の報告があった。

(3) 刑事部主管に係る11月中の専決事務処理状況について

11月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(4) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について

11月27日から12月3日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上